

## ●行政が行う随意契約（ずいいけいやく）とは

競争入札によって契約の相手方や契約金額を決定する競争契約とは異なり、特定の事業者や個人を任意で選定し、その者と契約条件を協議して締結する契約方式のこと。  
地方自治法では、契約の公正性と経済性を保つため、原則として競争入札（一般競争入札など）を行うことが義務付けられている。しかし、特定の条件を満たす場合に限り、例外的に随意契約が認められている。

## ●随意契約が認められる主な要件（一般的に）

地方自治法施行令第167条の2および関連法規に基づき、市行政が随意契約を行うことができるのは、主に以下のような例外的なケース。

### 1. 金額が少額な場合（少額随意契約）

契約の予定価格が比較的少額である場合、入札手続きのコストや手間を省くために随意契約が認められる。

### 2. 緊急性がある場合

災害の発生など、緊急の必要により競争入札を行う時間的余裕がない場合。

### 3. 性質上、競争に適さない場合

契約の性質や目的が、特定の者以外には履行できない場合や、競争入札になじまない場合。

## ●山陽小野田市における随意契約の契約に至るまでの手順

### 1. 見積合わせの実施判断

契約しようとする案件が、地方自治法施行令や山陽小野田市で定められた随意契約の基準を満たしているかを確認。

随意契約を行う上限額	○建設工事、製造の請負	200万円以下
	○物品の調達	150万円以下
	○一般業務委託	100万円以下

### 2. 契約仕様の確定

仕様書の作成: 必要な物品、工事、または役務の内容、数量、納期、その他取引条件を明確にした仕様書を作成。

### 3. 見積参加業者の選定と依頼←市内業者優先発注に係る実施方針

業者の選定: 契約内容を履行できると認められる複数の業者を選定。

※本市では、まず入札参加資格を持つ業者を参考にしている。

見積依頼: 選定した業者に対し、仕様書を渡し、見積書の提出を依頼。

### 4. 見積書の提出と開封

見積書の提出: 業者から指定された期日までに、見積書を提出。

見積合わせの実施: 契約担当者（職員）が立ち会いのもと、提出された見積書を開封し、価格や条件を比較。

### 5. 契約相手の決定

予定価格との比較: あらかじめ定めた予定価格（契約の上限額）と、提出された見積価格を比較。

決定: 予定価格の範囲内で、最低価格を提示した業者を契約の相手方として決定。

### 6. 契約の締結

決定した業者と、正式に契約書を取り交わし、契約を締結。

令和3年11月1日策定

## 山陽小野田市市内業者優先発注に係る実施方針

## 1 目的

この方針は、山陽小野田市が実施する公共調達において、関係法令を遵守し契約の競争性、公平性及び透明性を確保しつつ、市内業者の受注機会を確保するため市内業者への優先発注を推進し、企業の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## 2 適用対象

本市(水道局及び病院局を除く。)の公共調達を実施方針の適用対象とする。

## 3 業者区分の定義

## (1) 市内業者

山陽小野田市内に本社又は本店を有する業者

※市内に支店、営業所等を有する業者が全て市内業者ではないので注意すること。

## (2) 準市内業者 1

山陽小野田市外に本社又は本店を有するが、山陽小野田市内に支社、支店、営業所等を有する業者(以下「準市内業者」という。)で、営業所等の所在が確認できる業者(※1)

## (3) 準市内業者 2

(2)以外の準市内業者

## (4) 市外業者

(1)、(2)、(3)以外の業者

## 4 基本的な考え方及び実施方針

## (1) 建設工事(工事に係る業務委託を含む。)

ア 競争入札 《省略》

イ 隨意契約

① 原則として市内業者を選定する。

② 市内業者以外を選定する場合は、市外業者等選定理由書(様式)の決裁をとり、支出負担行為書に添付する。決裁過程においては、その理由を確認すること。

③ 市内業者では対応できないもの又は市内業者だけでは競争性が確保できないものは、業者の有する資格、実績等を総合的に勘案して、市内業者→準市内業者→市外業者の順に対象を拡大する。

## (2) 物品及び一般業務委託等(物品の購入・リース・修繕等)

ア 競争入札 《省略》

イ 隨意契約

① 原則として市内業者を選定する。

② 市内業者以外を選定する場合は、市外業者等選定理由書(様式)の決裁をとり、支出負担行為書に添付する。決裁過程においては、その理由を確認すること。

③ 市内業者では対応できないもの又は市内業者だけでは競争性が確保できないものは、業者の有する資格、実績等を総合的に勘案して、市内業者→準市内業者 1→準市内業者 2→市外業者の順に対象を拡大する。

## 5 その他

ア 小規模修繕工事(1件の予定価格が30万円未満のもの)については、原則として小規模修繕工事希望者名簿に登録されている業者に発注する。

イ 競争見積りによる随意契約(見積り合わせ)においては、見積依頼先が特定の業者に偏ることのないように選定する。

ウ この実施方針は、**一件当たり10万円以上(税込)**の建設工事(工事に係る業務委託を含む。)や物品及び一般業務委託等に適用する。

エ この実施方針は令和4年4月1日から実施するものとする。

※1 営業所等の看板及び事務所が設置されていることが確認できる業者

※2 建設工事(工事に係る業務委託を含む。)には、準市内業者1・準市内業者2の区分はありません。